



発行 東京都

目次

118

規程（交）

- 東京都交通局組織規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局公有財産規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程……………二
- 昭和四十年交通局告示第十四号（東京都交通事業の料金徴収事務の委任）の一部改正……………二
- 昭和五十四年交通局告示第十一号（東京都乗合自動車運行系統の名称及び区間）の一部改正……………二

告示（交）

- 昭和四十年交通局告示第十四号（東京都交通事業の料金徴収事務の委任）の一部改正……………二
- 昭和五十四年交通局告示第十一号（東京都乗合自動車運行系統の名称及び区間）の一部改正……………二

規程（交）

●交通局規程第三十八号

東京都交通局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月三十日

東京都交通局長 土 淵 裕

東京都交通局組織規程の一部を改正する規程

東京都交通局組織規程（昭和三十七年交通局規程第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表七の部(一)の款に次のように加える。

同 有明自動車営業所 江東区有明三丁目九番二五号

附則

この規程は、令和元年十月一日から施行する。

●交通局規程第三十九号

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月三十日

東京都交通局長 土 淵 裕

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局自動車営業所処務規程（昭和二十七年交通局規程第五十一号）の一部を次のように改正する。
別表東京都交通局北自動車営業所の項中「池第六十五号系統」の下に、「練第六十八号系統」を加える。

附則

この規程は、令和元年十月一日から施行する。

●交通局規程第四十号

東京都交通局公有財産規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月三十日

東京都交通局長 土 淵 裕

東京都交通局公有財産規程の一部を改正する規程

東京都交通局公有財産規程（昭和三十九年交通局規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第一号の二中「百分の百八を乗じて得た」を「消費税及び地方消費税の額（以下「消費税相当額」という。）を加算した」に、同項第二号中「百分の百八を乗じて得た」を「消費税相当額を加算した」に改める。

第十四条の三第一項第一号中「百分の百八を乗じて得た」を「消費税相当額を加算した」に改める。

附則

この規程は、令和元年十月一日から施行する。

●交通局規程第四十一号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月三十日

東京都交通局長 土 淵 裕

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等

に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程(昭和五十二年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ウを削る。

第五条第五号を次のように改める。

五 削除

第七条第五号を次のように改める。

五 削除

附則

この規程は、令和元年十月一日から施行する。

●交通局規程第四十二号

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月三十日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程(平成十九年交通局規程第八号)の一部を次のように改正する。

別表一中「東急株式会社」を「東急電鉄株式会社」に改める。

附則

この規程は、令和元年十月一日から施行する。

●交通局規程第四十三号

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程

を次のように定める。

令和元年九月三十日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車連絡運輸規程(昭和三十五年交通局規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号中「東急株式会社」を「東急電鉄株式会社」に改める。

附則

この規程は、令和元年十月一日から施行する。

●交通局規程第四十四号

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月三十日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程(平成二十年交通局規程第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表一中「東急株式会社」を「東急電鉄株式会社」に改める。

附則

この規程は、令和元年十月一日から施行する。

●交通局規程第四十五号

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月三十日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程(平成二十年交通局規程第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「東急株式会社」を「東急電鉄株式会社」に改める。

附則

この規程は、令和元年十月一日から施行する。

告 示 (交)

●交通局告示第五号

昭和四十年交通局告示第十四号(東京都交通事業の料金徴収事務の委任)の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から実施する。

令和元年九月三十日

東京都交通局長 土 測 裕

表東武鉄道株式会社の項中「共通一日乗車券及び」を削り、同表東急株式会社の項中「東急株式会社」を「東急電鉄株式会社」に改める。

●交通局告示第六号

昭和五十四年交通局告示第十一号(東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間)の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から実施する。

令和元年九月三十日

東京都交通局長 土 測

裕

表中

陽第二十号系統

東陽
町駅 前

東大
島駅 前

江東
高齡者
療者
ンタ

六・五
〇六

を

陽第二十号系統

東陽
町駅 前

東大
島駅 前

江東
高齡者
療者
ンタ

六・五
〇六

に

練第六十八号系統

練馬
駅

目白
駅前

練馬
綜合
病院
入口

往五・四
三〇

改める。

に

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

